

# 指定管理者募集要綱【施設名：当麻町木育推進拠点施設】

当 麻 町

## 1 施設の名称及び位置等

施設の名称	当麻町木育推進拠点施設
愛称	くるみなの木遊館
施設の所在地	当麻町6条西4丁目1361番14

## 2 申請資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体」という）であること。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者
  - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
  - カ 国税及び地方税を滞納している者
  - キ 当麻町暴力団排除条例（平成25年条例第26号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者

## 3 申請書等の受付期間及び受付時間

- (1) 受付期間：令和6年12月27日（金） から 令和7年1月22日（水）まで
- (2) 受付時間：午前8時30分 から 午後5時15分まで

## 4 申請書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 申請資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人の場合	・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
	非法人の場合	・ 団体の規約
2(2)ア及びイ	法人の場合	不要
	非法人の場合	・ 代表者の身分証明書
2(2)ウ及びオ		・ 2(2)ウ及びオに該当しない旨の申立書（様式2）

2(2)カ	国税及び 地方税	納税義務がある場合	・納税証明書（この要綱の配布開始日以降に 交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）

- (3) 管理に係る業務計画書（様式3）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式4）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類
  - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
  - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
  - ・現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たにこの施設の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類
  - ・事業報告書（作成している場合のみ）
  - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

## 5 管理運営の考え方

### (1) この施設の性格

町民が木とふれあい、木に学び、木と生きるという、人と木や森との関わりを考えられる豊かな心を育み、地材地消を理解した「木育」を推進するための施設です。民間事業者の経営努力や創意工夫により利用促進が図られ、より効率的で効果的な運営が期待できる施設です。

### (2) 開館時間及び休館日

開館時間：午前10時00分 から 午後5時 まで

休館日：毎週水曜日 及び 12月31日 から 1月5日 まで

### (3) 施設の入館承認について

当麻町木育推進拠点施設条例（平成28年条例第4号。以下「施設条例」といいます。）第8条の規定に基づき、入館の承認等を行ってください。

### (4) 施設の使用制限に関する事項

施設条例第9条に定める事項に該当する場合には、利用を制限することができます。

### (5) 入館料（利用料金）について

#### ア 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

#### イ 入館料（利用料金）の額

入館料（利用料金）の額は、施設条例第10条の規定のとおり木育広場を利用する方に適用されます。これを変更しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければなりません。

#### ウ 施設閉鎖や休館による損失補償等の対応について

町からの求めに応じ、施設を休館する場合にかかる入館料の損失については、年間で2か月以上休館した場合に、町と指定管理者で協議のうえ対応を決定いたします。

(6) 施設の管理運営に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営に必要な人員又は資格者等（防火管理者、安全運転管理者等）は、指定管理者において配置してください。

(7) 当麻町個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、当麻町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第25号）附則第3条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限等）が課せられるほか、後日町と締結する協定において、町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(8) 当麻町情報公開条例の適用について

指定管理者には、当麻町情報公開条例（令和4年条例第26号）第24条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日町と締結する協定により、町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(9) 当麻町行政手続条例の適用について

指定管理者は、当麻町行政手続条例（平成9年条例第24号）の規定に該当するため、利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(10) 避難所の指定について

自然災害その他の緊急事態の発生による応急施設として当麻町が短期間使用する場合は、無償で使用させるものとします。

(11) 自主事業について

施設内の作業機械等を活用した製品開発や販売を行う自主事業実施も可能とする。

なお、自主事業実施にあたっては、事前に町へ実施計画書（任意様式）を提出するとともに、実績報告書を年度末に提出することとする。また、本募集要綱に基づく指定申請書の提出時に計画している自主事業がある場合は、任意様式で提案することとする。

## 6 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理運営

(2) 施設の入館承認等

(3) 施設の入館料徴収等

(4) 施設及び付属施設等の維持管理

(5) 町及び教育委員会から発注を行う製品の製作

令和7年度において、町及び教育委員会からの発注品を次のとおり予定しています。

なお、これらにかかる製作費等について、町及び教育委員会と別途契約することから、指定管理料の積算には含めないものとします。

① ふるさと思い出機製作 ×48台

② プレゼント用フォトスタンド ×32コ

(6) 木育につながるイベントや、木工体験活動の提供

(7) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める業務

## 7 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

## 8 指定管理料

(1) 指定管理者が行う業務に要する費用のうち、予算（年間9,950千円）の範囲内において指定管理料を支払います。

### (2) 修繕料について

年間30万円までは指定管理者の負担とし、それを超える金額については、町と協議のうえ決定します。なお、木工作業機械について、消耗部品及び機械保険対応分による修繕や入替は、指定管理者による負担とします。

## 9 選定基準

当麻町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条にあるとおり、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査します。

- (1) 公の施設として利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (4) 施設の適切な管理運営及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

## 10 資料（別紙）

別紙の「資料②施設図面、③利用・収支状況、④業務処理内容」については、必要に応じ送付いたします。

## 11 その他

### (1) 様式のダウンロード

この募集要綱に係る様式は、町のホームページからダウンロードすることができます。

当麻町ホームページ：<http://www.town.tohma.hokkaido.jp>

### (2) 申請者への聴き取り調査

必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡いたします。

### (3) 選定結果等の公表

申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

## 12 申請書類の提出及び問い合わせ先

当麻町まちづくり推進課 地域振興係

住所：〒078-1393 上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

TEL：0166（84）2111 FAX：0166（84）4883